

2 農家等分類（1990年世界農林業センサス以降の定義）

用語	定義
農家	経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯
販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上 自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上 自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家 （主業農家及び準主業農家以外の農家）
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家
第1種兼業農家	農業所得の方が兼業所得よりも多い兼業農家
第2種兼業農家	兼業所得の方が農業所得よりも多い兼業農家
自給的農家	経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が年間15万円以上の農業を 営む世帯（農家）以外の事業体
農業サービス事業体	受託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除き、専ら苗の生産 及び販売を行う事業所を含む。）
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 a 以上所有している世帯